

# 九戸村男女共同参画プラン

～小さくともキラリと輝く九戸村を目指して～

あなたらしく

わたしらしく

九 戸 村

∞ 目 次 ∞

	頁
第1章 計画の策定にあたって ······	2
1 男女共同参画社会とはなにか	
2 計画策定の趣旨	
3 国内外の動き	
第2章 計画の基本的な考え方 ······	6
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の期間	
第3章 体系図 ······	7
第4章 行動目標	
1 基本目標	
(1) 基本目標1 全ての人が平等に暮らせる村づくり ·····	8
(2) 基本目標2 全ての人がともに参画できる村づくり ·····	9
(3) 基本目標3 全ての人が安心して働く村づくり ·····	1 1
(4) 基本目標4 全ての人の人権が尊重される村づくり ·····	1 3
第5章 計画の推進 ······	1 5
用語解説 ······	1 6
*参考資料 ······	1 7
九戸村男女共同参画推進協議会設置要綱	
九戸村男女共同参画推進本部設置要綱	
委員等名簿	
男女共同参画社会基本法	

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 1 男女共同参画社会とは何か

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。（男女共同参画社会基本法第2条）

### 2 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国・県においても国際社会や国内の動向を踏まえて、男女平等社会の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的に捉える意識やこれに基づいた社会における制度または慣行が存在し、その実現には多くの課題が残されています。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応していく上で、性別にかかわりなくその個性と能力が充分に発揮でき、誰もが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現が強く求められています。

九戸村においても、広範にわたる男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するために、具体的な施策を体系化しようというのが本計画策定の趣旨です。

### 3 国内外の動き

#### （1）世界の動き

世界における男女共同参画社会形成への動きは、国際連合が昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とし、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）において「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択した事が契機となっています。

続く昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までを「国連婦人の10年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権擁護と男女平等の実現のため、世界規模での運動が本格的に始まりました。昭和60年（1985年）には、平成12年（2000年）に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成7年（1995年）、北京で開催された第4回世界女性会議では、男女平等を基礎とした女性の地位向上に向けた具体的な行動指針として「行動綱領」が採択されました。ここでは、西暦2000年に向け優先的に取り組むべき方向が示され、各国には、平成8年（1996年）までに行動計画を策定することが求められました。

平成12年（2000年）6月には、ニューヨーク国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の実施状況及び「北京

行動綱領」採択 5 年後の実施状況を検討・評価しました。

平成 17 年（2005 年）に開催された「国連婦人の地位委員会」では、ジェンダー＊1 平等や女性の地位向上等を決議しました。

平成 18 年（2006 年）日本が主導する形で、「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、各国からの報告を基に男女共同参画の重要性や直面する課題等について討議が行われました。

平成 22 年（2010 年）開催の「第 54 回国連婦人の地位委員会」並びに平成 27 年（2015 年）開催の「第 59 回国連婦人の地位委員会」では、第 4 回世界女性会議からそれぞれ 15 年目、20 年目にあたることから、これまで話し合われた国際会議での「宣言」「綱領」等の完全実施が、国際的な目標達成のために不可欠であるとの共通認識の下、国連や NGO 等の貢献強化、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向けた宣言などを採択しました。

## （2）日本の動き

日本においては、世界女性会議を受け、昭和 52 年（1977 年）の「国内行動計画」策定から取り組みが始まり、世界女性会議の採択内容に応じ、行動計画を策定・改訂してきました。昭和 60 年（1985 年）には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法改正などの法律、制度面の整備を進め、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、昭和 62 年（1987 年）には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 6 年（1994 年）には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。

平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」を受け、平成 8 年（1996 年）12 月に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定するとともに、平成 11 年（1999 年）4 月 1 日には、「男女雇用機会均等法」、「労働基準法」、「育児・介護休業法」の改正を行ってきました。同年 6 月には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために「男女共同参画社会基本法」が成立・施行され、男女共同参画社会の実現はわが国社会を決定する最重要課題として位置付けられています。

平成 12 年（2000 年）12 月には、平成 22 年（2010 年）までを見通した「男女共同参画基本計画」を策定し、長期的な施策の基本的方向が示されています。

また、平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律（DV 防止法）」が制定され、平成 16 年（2004 年）及び平成 19 年（2007 年）の改正を経て、市町村の基本計画策定が努力義務化され、対策の強化が求められることになりました。

さらに、平成 17 年（2005 年）12 月には、平成 12 年に策定した「男女共同参画基本計画」に基づく取り組みを評価・総括し、新しい基本計画「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

労働の場における均等待遇については、平成 18 年（2006 年）の「改正男女雇用機会均等法」において、性差別禁止の範囲が男性にも拡大されるとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシャルハラスメント対策の強化が盛り込まれました。

平成 22 年（2010 年）には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、新設の 5 分野を

含む 15 の重点分野を掲げるなど、内容的により実効性のあるアクションプランとなりました。

また、平成 27 年（2015 年）には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に関する情報の公表が事業主に義務付けられました。

### （3）岩手県の動き

岩手県においては、昭和 54 年（1979 年）4 月に青少年婦人課を設置〔平成 5 年（1993 年）に青少年女性課に改称、平成 15 年（2003 年）には青少年・男女共同参画課に改称〕し、女性施策を総合的に推進する体制を整備しました。昭和 63 年（1988 年）には 2000 年に向けた岩手県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。

平成 4 年（1992 年）3 月には国の「新国内行動計画」改定（平成 3 年）及び「第三次岩手県総合発展計画」策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」を策定するとともに、平成 8（1996 年）年 3 月には、同プランの後期における具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進しています。

さらに、「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、国の基本計画に則った岩手県の男女共同参画社会づくりに向けた基本計画の策定と総合的な施策の展開が求められていたことをうけ、平成 12 年（2000 年）「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成 14 年 10 月には、「岩手県男女共同参画推進条例」を制定しました。

その中には、審議会等の女性委員の割合を高めることや、仕事と子育て・介護を両立できる環境作りを進めることなどが盛り込まれています。

平成 14 年（2002 年）10 月には、「岩手県男女共同参画推進条例」を制定、平成 15 年（2003 年）4 月には「男女共同参画調整委員制度」がスタートし、行政から独立した「調整委員」が、公平、中立な立場で男女共同参画に関する苦情や相談に対応できるようになりました。

平成 17 年（2005 年）には、より効果的な施策の推進を図るために「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」が策定されました。

さらに平成 23 年（2011 年）には、平成 32 年度を目標年次とする新たな「いわて男女共同参画プラン」が策定され、中間年次の平成 28 年（2016 年）には改定が行われています。

### （4）九戸村の動き

九戸村におけるこれまでの取り組みとしては、村内の女性 5 団体で構成される「九戸村婦人団体連絡会」が主催する「九戸村婦人の集い」が毎年開催されていますが、これは、地域の問題を女性の立場から考え、明るく住みよい村づくりに役立てていこうという主体的な取り組みです。

行政としては、県が主催する「男女共同参画サポーター養成講座」の受講奨励や「いわて男女共同参画フェスティバル」への参加を広く呼び掛けるなど、女性の学習機会の提供に努めてきました。

また、平成 14 年（2002 年）7 月には本村では女性初となる農業委員が、さらに平成

15年（2003年）6月には初の女性村議会議員が誕生しました。

農業委員が公選制から推薦・公募制に移行された後も、現在3名の女性委員が任命され、議会においては、平成27年（2015年）6月の改選時には女性議員が2議席確保するなど、村の政策決定の場における女性の進出は、近年目覚ましいものがあります。

今後とも女性の視点に立った政策提言がなされることが期待されます。

一方で、村の各種審議会等における女性委員の登用率は、岩手県下においても依然低い水準にあり、これを向上させることが緊要な課題といえます。

この間、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、国及び県においては、男女共同参画計画の策定が義務づけられ、市町村においても、計画策定の努力義務が課せられました。

このようなことから、九戸村においては平成20年度（2008年）を初年度とする向こう10カ年の基本計画である「九戸村男女共同参画プラン」を新たに策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

また、平成28年（2016年）には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、九戸村、九戸村教育委員会、九戸村議会、九戸村農業委員会、九戸村選挙管理委員会、九戸村監査委員会の連名による特定事業主行動計画が策定され、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備や数値目標が掲げられました。

## 第2章

### 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

男女がお互いを尊重し、ともに支えあう村づくり

男女双方が、あらゆる生活の場において、社会の対等な構成員としてお互いにその人権を尊重しつつ利益も責任も分かれ合いつながら、性別にとらわれずに個性と能力を最大限に發揮できる社会の実現を目指します。

#### 2 基本目標

##### (1) 全ての人が平等に暮らせる村づくり

男女ともそれぞれの持つ能力を存分に發揮できる社会をつくりましょう

男性と女性それぞれが持っている性の特徴を認めたうえで、男女が対等なパートナーとして互いに支え合い活動できるようにしていきます。

##### (2) 全ての人がともに参画できる村づくり

男女ともあらゆる分野で方針の立案・決定に参画できる社会をつくりましょう

少子高齢社会においては、住民の豊かな発想がますます求められており、男性のみならず女性の視点からの意見が充分に反映されるような政策決定の機会をつくっていきます。

##### (3) 全ての人が安心して働く村づくり

男女とも性別に制約されることなく、仕事に従事できる労働環境をつくりましょう

「男は仕事、女は家庭」といった、性別による固定的な役割分担意識からくる習慣や社会通念を改め、誰でも家庭や地域と職場の両立が図れるようにしていきます。

##### (4) 全ての人の人権が尊重される村づくり

家庭の中でも外でも男女が互いに理解しあい、調和のとれた社会をつくりましょう

性別による違いだけで生き方が制約されたり不利益を被ったりすることなく、人間としての尊厳があらゆる場において保障されるようにしていきます。

#### 3 計画の期間

計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とします。

この間、社会情勢の変化や新たな施策への対応が必要になった場合においては、適宜修正を加えることとします。

### 第3章 計画の体系図

基本理念	基本目標	施 策 の 方 向	事 業 計 画
男女がお互いを尊重し、ともに支えあう村づくり	I、全ての人が平等に暮らせる村づくり	1、男女平等に対する意識の高揚	(1)学校教育等における男女平等啓発活動 (2)社会教育等における男女平等啓発活動 (3)「家族ふれあいの日」の設定
			(1)村民に対する情報の提供 (2)関連図書等の整備充実
			(1)家庭における慣行の点検 (2)地域における制度・慣行の点検 (3)職場における制度・慣行の点検
	II、全ての人がともに参画できる村づくり	1、審議会等への女性委員の登用促進	(1)審議会・委員会などへの女性委員の登用促進 (2)公選委員への女性の立候補に向けた環境づくり
			(1)地域における女性役員の登用促進 (2)女性リーダーの育成 (3)ボランティア組織への支援 (4)国際理解と国際交流の推進
		3、家庭における男女共同参画の意識づくり	(1)子育て支援の充実 (2)相談窓口の充実 (3)介護支援事業の充実
	III、全ての人が安心して働く村づくり	1、男女の均等な雇用機会と労働条件の確保	(1)関係法令の周知・啓発活動 (2)関係法令や制度の定着促進 (3)女性の就労支援 (4)女性職員の活躍推進
			(1)子育て支援の充実（再掲） (2)介護支援事業の充実（再掲） (3)家庭における男女の協力体制の推進
			(1)家族経営協定の締結奨励 (2)自営業経営への女性の参画促進 (3)農林業・商工団体役員への女性の登用
	IV、全ての人の人権が尊重される村づくり	1、生涯にわたる女性の健康維持の支援	(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ＊2の浸透 (2)検診や健康教育の充実 (3)母子保健の充実 (4)生涯スポーツの普及
			(1)DV防止法の周知啓発活動 (2)セクシュアル・ハラスメント＊3防止のための啓発活動 (3)暴力被害者の相談体制の充実
		3、誰もが安心して暮らせる福祉サービスの充実	(1)介護保険制度の周知 (2)保健・介護予防活動の充実 (3)介護を担う家族の支援

## 第4章

### 行動目標

#### 1 基本目標

(1) 基本目標1 全ての人が平等に暮らせる村づくり

男女ともそれぞれの持つ能力を存分に發揮できる社会をつくりましょう

#### 【現状と課題】

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、その後、女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の制定など、一人ひとりがその個性と能力を充分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な法律や制度の整備が図られてきました。

しかし、現実には男性優位の思想や「男だから、女だから」といった性別に基づく慣習・社会通念が根強く残っており、このことが男女平等を阻害する大きな要因となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別による固定的な役割分担意識を改め、社会全体が常に男女平等の意識を持つような取り組みが重要となります。

#### 【施策の方向と事業計画】

##### ① 男女平等に対する意識の高揚

幼児から高齢者にわたる全ての年代において、男女が対等なパートナーとしてお互いを理解し、男女平等の意識を村民に深く浸透させるため、その気運の醸成に努めます。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
学校教育等における男女平等啓発活動	保育園・幼稚園・学校においては、一人ひとりの個性を尊重し性別にとらわれない教育を推進します。	地域福祉班 教育総務班
社会教育における男女平等啓発活動	生涯学習の各種講座を活用し、男女平等に関する意識の啓発を行います。	生涯学習班 公民館
「家族ふれあいの日」の設定	男女が支えあう明るい家庭をつくるため、「家族ふれあいの日」を設定し、心の安らぐ健全な家庭環境をめざします。	生涯学習班 青少年健全育成村民会議

##### ② 男女平等に関する情報の提供

男女平等に関する情報や資料を収集し、広く村民に提供するとともに、関連する図書を選定購入し、村民の学習要求に応える体制を整備します。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
村民に対する情報の提供	男女平等に関する情報を収集し、村の広報紙等を通じて広く村民に情報提供します。	庶務財政班
関連図書等の整備充実	男女平等に関する資料や図書の充実を図り、村民の学習ニーズに応えます。	公民館

### ③ 生活のあらゆる場面における制度・慣行の見直し

男女平等を阻害している制度・慣行はないかあらためて見つめ直し、社会に根強く残る性別による役割分担にとらわれることなく活動できる社会を目指します。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
家庭における慣行の点検	各家庭に対して、生活の中で男女平等が習慣化されているかの点検を呼びかけます。	生涯学習班
地域における制度・慣行の点検	各自治会や地域づくり団体等に対して、男女平等の視点から地域における制度・慣行についての点検を呼びかけます。	公民館 村民憲章推進実践協議会
職場における制度・慣行の点検	村内の職場に対して、男女平等の視点から職場における制度・慣行についての点検を呼びかけます。	地域振興班 商工会 各事業所

\* みんなで点検してみましょう。

「男だから」とか「女のくせに」とか思ったり、口にだしたりしていませんか？

男性は外へ出て仕事や地域活動、女性は中にいて家事や育児や介護というように、性別だけで役割分担を決めていませんか？

### (2) 基本目標2 全ての人がともに参画できる村づくり

男女ともあらゆる分野で方針の立案・決定に参画できる社会をつくりましょう

#### 【現状と課題】

九戸村においても近年女性の社会進出が広がっていますが、その形態はいまだ参加型であり、意思決定の場に参画するのは男性が圧倒的に多い現状にあります。政策や方針決定の場への女性の参画が少ないということは、女性の視点からの意見が諸施策に充分に反映されない状況を生んでしまいます。人口比率で言うと男女比はおよそ半々ですから、全ての人にとっての住みよい社会をつくるためには、女性の目からも見た多様な提言が不可欠といえます。

また、価値観や生活様式が多様化してきている現代社会においては、より多くの人の発想を参考にしていかなければなりません。

これらのことから、男女双方の意見を政策や方針決定に反映させるためには、男性優位の不均衡を是正し、社会のあらゆる分野において女性の参画を促進する必要があります。

#### 【施策の方向と事業計画】

##### ① 審議会等への女性委員の登用促進

あらゆる分野における方針決定過程へ男女ともに参画する気運を高めるため、村では率先して各種審議会や委員会等に女性委員の登用を促進していきます。

(数値目標：2027年3月までに女性委員の割合を30%に！)

事 業 名	事 業 内 容	担 当 部 署 関係機関等
審議会・委員会などへの女性委員の登用促進	村の各種審議会・委員会などへの女性の登用を進めるとともに公募を行うなど、村民に対する参画機会の拡大に努めます。	関係各部門
公選への女性の立候補に向けた環境づくり	議会議員等の公選へ女性も立候補しやすい環境をつくるため、広報啓発活動を展開します。	議会事務局 関係各部門

### ② 地域における男女共同参画の促進

地域活動においては、男性が決定した方針に添って女性が実際に行動するという男性優位の傾向にありましたが、その慣習を改め、方針決定の場にも等しく女性が参画できるような環境をつくっていきます。

また、男女共同参画社会の実現は、世界共通の課題であることから、国籍・性別・年齢にとらわれない国際理解と国際交流に努めていきます。

事 業 名	事 業 内 容	担 当 部 署 関係機関等
地域における女性役員の登用促進	村民憲章推進実践協議会や行政連絡員会議等を活用し、地域における女性役員の登用について理解を求めていきます。	庶務財政班 公 民 館
女性リーダーの育成	地域・団体活動において、女性もリーダーシップを發揮できるように、各種研修会への女性の参加を呼びかけるなど、学習機会の提供に努めます。	生涯学習班 各婦人団体
ボランティア組織への支援	住民と行政の協働によって行う村づくりを推進するため、女性が参画するN P O * 4・ボランティア組織への支援体制を充実させます。	地域振興班
国際理解と国際交流の推進	世界的な規模で取り組まれている女性問題に関心を持ち、他国の文化や国民性への理解を深めるため、国際交流事業を推進します。	地域振興班 教育総務班 生涯学習班

### ③ 家庭における男女共同参画の意識づくり

家事・育児・介護など、家庭における業務のほとんどが女性の役割といった固定的な慣習を改め、女性も仕事や地域活動に進んで参画できるように、男女がお互いを理解し、協力し合えるような家庭での意識の醸成に努めます。

事 業 名	事 業 内 容	担 当 部 署 関係機関等
子育て支援の充実	女性が安心して仕事ができるように、従来からの延長保育を継続します。また、放課後の児童の安全な過ごし場所として、学童クラブ等の充実を図ります	地域福祉班 各保育園 社会福祉協議会
相談窓口の充実	育児や介護に関する家族の不安を解消するために、相談窓口を開設します。また、地域の身近な相談者である民生委員や民生児童委員の活動をサポートします。	地域福祉班 保健衛生班
介護支援事業の充実	介護に関する家族の負担を軽減するために、施設の整備、在宅介護の支援、介護教室の開催などソフト・ハード両面から事業を展開します。	保健衛生班 包括支援センター 九戸福祉会

\* みんなで点検してみましょう。

女性も政策や方針決定の場に参画していますか？

そして、女性の意見が諸施策に充分生かされていますか？

## (2) 基本目標3 全ての人が安心して働く村づくり

男女とも性別に制約されることなく、仕事に従事できる労働環境をつくりましょう

### 【現状と課題】

国においては、労働基準法や男女雇用機会均等法の改正により、労働条件の見直しが図られるとともに、育児休業法や介護休業法の制定により、仕事と家庭生活の両立に向けた制度上の環境整備が進められてきました。

しかしながら、職場においては、募集から採用、職務内容、昇進にいたるまで、男女の格差は依然として存在しています。また、農林業や商業などの自営業にあっては、家族単位での経営形態が多く、経営者は男性が大部分を占めることから、必然的に主従関係ができてしまう構図になっています。さらに、家庭生活においても、家事や育児、介護などは多くの場合女性の役割といった社会通念が、いまだ色濃く残っています。これら職場での性差や家庭での慣習が、女性の就労を継続させる上で大きな障害となっているのも事実です。

このようなことから、女性も性別による役割分担にとらわれることなく、やりがいのある仕事に永く従事できるような環境を家族や関係者の理解と協力の下、構築する必要があります。

### 【施策の方向と事業計画】

#### ① 男女の均等な雇用機会と労働条件の確保

「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などの労働関係法令や制度がよく理解されるように、セミナー等の学習情報を提供するとともに、実際の職場において、法律の趣旨が生かされるよう雇用主と労働者双方に対する周知・啓発に努めていきます。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
関係法令の周知・啓発活動	男女とも平等にかつ安心して働くために、その支えである関係法令が身近なものとなるように、講座やセミナー等、学習情報を提供します。	地域振興班
関係法令や制度の定着促進	働きやすい労働環境整備のため、関係法令や制度が適正に運用されるよう企業・事業所に対し、理解と協力を求めていきます。	地域振興班 商工会
女性の就労支援	ハローワークや県と連携を図りながら、求人情報等を提供し、就職活動をサポートします。	地域振興班 職業安定所
女性職員の活躍推進	平成28年度に策定した「九戸村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる目標の達成に向けて、女性職員が活躍できる職場づくりを推進します。	庶務財政班

#### ② 職場と家庭生活の両立のための支援

仕事を持ちながらも、家事や育児、介護は女性の努めといった性別による役割分担の慣行が残る最も典型的な場が家庭であり、女性が安心して仕事を継続するためには、家族みんなの理解が必要不可欠です。

多用な就労形態に対応できる支援体制の充実を図るとともに、家庭生活において男性が担う

割合を高めるための意識改革を推進していきます。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
子育て支援の充実	(再掲)	
介護支援事業の充実	(再掲)	
家庭における男女の協力体制の推進	家庭の中で女性に負担のかかることが多い、家事・育児・介護等に関する男性対象の講座・教室を開催し、男性も家庭生活の中での役割を果たせるように、知識と能力を高める学習機会を提供します。	包括支援センター 保健衛生班 生涯学習班

### ③ 自営業に携わる女性の評価と経営への参画

農林業や商工業など労働の場と生活の場と同じくする職業にあっては、女性も主要な労働の担い手でありながら、同時に家事のほとんどもこなしているという現状にあります。

しかし、家内従事者としての形態であることから、労働者としての地位は不安定な場合が多く、女性の労働が適正に評価されているとはいえません。このため、自営業に従事する女性の労働意欲や職業能力が十分に発揮されるためには、男性の対等なパートナーとして経営への参画を促進することが重要となります。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
家族経営協定の締結 奨励	女性の労働に対して正当な評価が得られ、労働者としての女性の地位が安定するよう、家族経営協定＊5の普及と締結の奨励に努めます。	地域振興班 農地農政班
自営業経営への女性の参画促進	男女が対等なパートナーとして働きがいを感じるように、起業支援を含めた経営への女性の参画を促進していきます。	地域振興班 商工会
農林業・商工団体役員への女性の登用	推薦役員については登用への理解を、公選役員については、立候補をしやすい環境づくりを関係機関に対して呼びかけていきます。	地域振興班 農地農政班 JA、商工会 森林組合

\*みんなで点検してみましょう。

女性も働きやすい職場環境ができていますか？

また、快適に働くためのいろいろな制度が周知され、利活用されていますか？

## (4) 基本目標4 全ての人の人権が尊重される村づくり

家庭の中でも外でも男女が互いに理解しあい、調和のとれた社会をつくりましょう

### 【現状と課題】

男女共同参画社会とは、男女の人権が等しく尊重され、ともに責任を分かち合いながら全ての分野において男女均等に利益を享受することができる社会です。1999年に施行された男女共同参画社会基本法は、その基本理念のなかで「男女の人権」を掲げています。

しかしながら、家庭や職場、地域社会において様々な形の差別や暴力を受けるなど、女性の権利が侵害されているのが現実です。具体的には、家庭内における暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、性の商品化など多岐にわたっています。これらの行為は、全ての人に等しく与えられた権利を踏みにじるものであり、同時に犯罪行為であるという認識を広く浸透させる必要があります。

のことから、人権を尊重する意識改革が社会全体において必要であり、あらゆる機会をとらえての啓発活動が求められます。

### 【施策の方向と事業計画】

#### ① 生涯にわたる女性の健康維持の支援

男女ともに人権を尊重しあうためには、それぞれの持つ身体的特徴を正しく理解することがその第1歩となります。特に女性は、妊娠や出産といった命を誕生させる上で重要な機能を有しており、これら特有の健康問題について自己管理できるように、正しい知識や情報を提供するなど、女性の心と体の健康づくりを支援していきます。

事業名	事業内容	担当部署 関係機関等
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について正しい理解と認識を深めるため、講座やセミナー等を開催し、普及啓発に努めます。	保健衛生班
検診や健康教育の充実	婦人検診等の受診率が高まるよう周知徹底するとともに、受診後のフォロー活動を充実させます。	保健衛生班
母子保健の充実	妊娠中の母子に対する保健指導を充実させるとともに、出産後においても乳幼児検診等をとらえ、子育ての相談活動を展開します。	保健衛生班
生涯スポーツの普及	誰でも気軽に楽しめるスポーツの普及を図り、体力向上に努めながら生涯にわたる健康維持を目指します。	生涯学習班

#### ② 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV)\*6、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、身体だけでなく心にも大きな痛手を与えるなど、女性の人権を踏みにじる行為です。女性に対するあらゆる暴力も容認しないという意識を社会全体に広く浸透させながら、被害を受けている女性に対しては、関係機関と一体となって保護と支援に取り組みます。

事 業 名	事 業 内 容	担 当 部 署 関係機関等
DV 防止法の周知啓発活動	女性に対するあらゆる暴力を容認しないという意識を広めるため、DV 防止法の周知啓発活動に取り組みます。	生涯学習班
セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動	セクシュアル・ハラスメントの未然防止を呼びかけるとともに、被害が潜在化していないか事業所の理解と協力を求めていきます。	地域振興班
暴力被害者の相談体制の充実	被害者がひとりで悩むことのないよう、警察や関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。	地域福祉班

### ③ 誰もが安心して暮らせる福祉サービスの充実

「介護は女性の役割」という風潮が根強く残っているため、家庭での女性の負担が大きくなり、その結果、希望する仕事を続けることができないといったケースがよく見受けられます。福祉にかかわる分野は、家族全員ひいては社会全体で支えるという意識の醸成を図るとともに、家族の負担を軽減するため、福祉サービスの充実や利用しやすい保健福祉施設の運営に努めます。

事 業 名	事 業 内 容	担 当 部 署 関係機関等
介護保険制度の周知	家族介護の負担軽減に大きく寄与する、介護保険サービスの周知を図ります。	包括支援センター
保健・介護予防活動の充実	日常的な健康づくりの普及啓発に努めるとともに、講演会や講座の開催による介護予防の充実を図ります。	保健衛生班
介護を担う家族の支援	介護を担う家族からの相談・支援体制の強化を図るとともに、介護者同士が情報を交換し、自らの介護に役立てられるような交流の場を提供します。	保健衛生班

\*みんなで点検してみましょう。

女性に対する暴力や精神的苦痛を与えていませんか？

介護の負担を女性にだけ背負わせていませんか？

## 第5章

### 計画の推進

この計画を推進するにあたっては、村における推進体制を整備充実させると同時に、国・県・他市町村・関係機関等との連携を図りながら、村・事業所・諸団体・地域・家庭がそれぞれの立場で取り組み、男女共同参画社会実現へ向けての意識を高めてまいります。

#### (1) 住民との連携

男女共同参画社会の実現を図るには、家庭・地域の理解と協力がその第1歩となります。そのため、情報や学習機会の提供に努めながら、村民からの意見を諸施策に反映していきます。

#### (2) 事業所・諸団体との連携

男女共同参画を社会全体に広げていくためには、事業所や各種団体の理解と協力が不可欠です。整備された法律や制度が有機的に機能しているか、自主点検を呼びかけていきます。

#### (3) 国・県や他市町村等との連携

国や県の方針や施策の動向を把握し、住民への情報を提供しながら、研修会等への参加啓発に努めています。

#### (4) 庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針の検討や政策を総合的に推進するための全庁的な組織を整備し、計画の推進管理に努めます。

## 用語解説

### \* 1 ジェンダー (gender)

社会的・文化的に形成された性別

### \* 2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (reproductive health／rights)

性と生殖に関する健康と権利

1994年のエジプト・カイロで開催された世界人口開発会議において提唱された考え方で、重要な女性の人権のひとつとして認識されています。安全な性生活を営み、子どもを産むか生まないかなど、性と生殖をめぐり女性に選択の自由と自己決定権を認めようとするものです。

### \* 3 セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、誰の目にも触れる場所へのわいせつ写真の掲示等、様々な態様のものが含まれます。

### \* 4 N P O (non profit organization の略)

民間非営利組織。人権、福祉、環境、まちづくり等さまざまな分野で公益活動を展開する。

1998年(平成10年)、これらの組織の活動を支援するために施行された特定非営利活動促進法(NPO法)により、法人格を取ることが可能となった。

### \* 5 家族経営協定

家族経営の計画や役割分担、労働時間、休日、労働報酬などの経営方針や労働条件等について、家族が平等な立場で話し合い、その総意に基づいて内容を取り決め文書化すること。

### \* 6 ドメスティック・バイオレンス (DV) (domestic violence)

直訳すると「家庭内暴力」ですが、親密な関係にある男女間で男性から女性に振るう暴力のことを言います。それには、身体的暴力だけではなく、無視や威嚇、束縛など、精神的な苦痛を与えることも含まれます。